

# 個別事例の検討

---

令和4年11月29日  
内閣府防災



- 第2回検討会において、論点となる防災業務を14項目を整理。
- うち、これまでご議論いただいた12項目における主な意見を抽出し、指針への反映方針を策定。

論点となる防災業務 (番号は、第2回検討会資料から引用)		第2回	第3回	第4回	第5回		第6回
		検討	検討	検討	検討	報告・周知	検討
①	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、活用等					○	
②	ハザードマップ・被害想定作成		○				○
③	避難誘導への活用		○				
④	災害対策本部業務での活用		○				
⑤	救命救急への活用				○		
⑥	デジタル技術を活用した被害の状況把握への活用		○				
⑦	避難所情報等の把握・支援への活用				○		
⑧	安否確認への活用			○			
⑨	災害時における安否不明者の氏名等の公表	○					
⑩	災害対応記録・検証の作成、活用等						
⑪	被災者台帳の作成、活用					○	
⑫	在宅避難の把握・支援への活用			○			
⑬	新型コロナの自宅療養者・濃厚接触者等の関係部局での連携・情報共有						
⑭	帰宅困難者対策への活用			○			



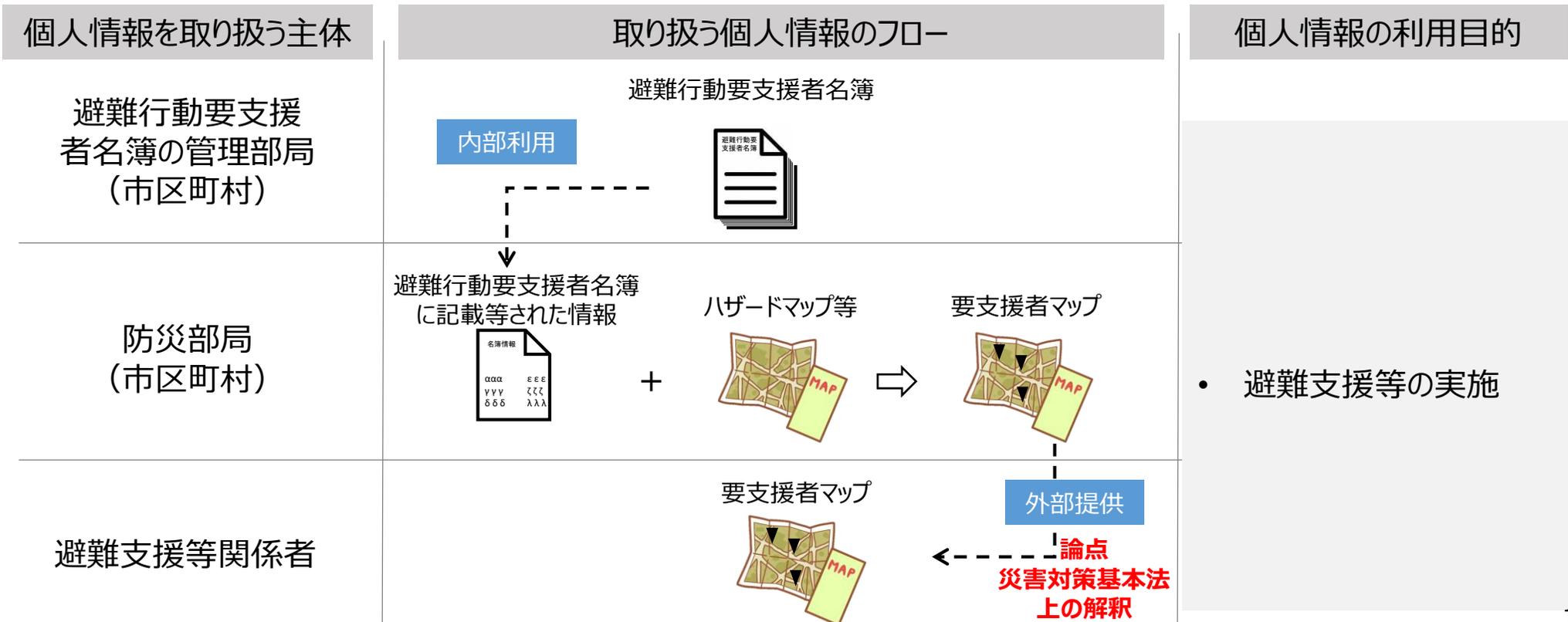
【想定される状況】

○市区町村の防災部局は、避難支援等の実施を目的とし、「避難行動要支援者名簿※<sup>1</sup>」の情報を内部利用し、ハザードマップと重ね合わせ、要支援者マップを作成した。

○市区町村の防災部局は、避難支援等の実施に有効な要支援者マップを「避難支援等関係者※<sup>2</sup>」に提供した。

※<sup>1</sup>:自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿

※<sup>2</sup>:消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(災対法第49条の11)





## 想定されるケース

- 避難支援等に有効な要支援者マップは、一部の自治体においては、現に作成し、利用・提供等がなされている。
- 市区町村(or自治体)が避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の情報をハザードマップに重ね合わせ、**要支援者マップを作成することは、要支援者の位置情報を俯瞰的に把握し、限られた時間で必要な避難支援等を効率的に実施する上では有益である。**



## 論 点

- **要支援者マップの提供は、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報**（以下「名簿情報」という。）の全部又は一部の情報を**提供する際に、併せて、ハザードマップに記載等された情報を、同時に、提供しているもの**と整理したい。
- この場合、要支援者マップの提供は、名簿情報の提供の際に、併せて、ハザードマップに記載等された情報も提供するものであり、**名簿情報の提供の一つの態様**と整理する。（参考：取組指針第Ⅱ部第2 4(4)名簿情報の提供の在り方）
- また、要支援者マップの提供は、名簿情報の提供の態様の一つであり、**災害対策基本法第49条の11第2項の規定の趣旨に反するものではないと解釈すること**としたい。



#### 第四十九条の十 (避難行動要支援者名簿の作成)

市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項



#### 第四十九条の十一 (名簿情報の利用及び提供)

市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、**災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、**地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「**避難支援等関係者**」という。）**に対し、名簿情報を提供するものとする。**ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、**名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。**

3 市町村長は、**災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、**避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、**避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。**この場合においては、名簿情報を提供することについて**本人の同意を得ることを要しない。**



第Ⅱ部 避難行動要支援者名簿

第2 避難行動要支援者名簿の作成等

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(4) 名簿情報の提供の在り方

- 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有することが適切である。このため、避難行動要支援者名簿の更新を行った場合には、避難支援等関係者に、災対法第49条の11第2項の規定に基づき更新された名簿情報を提供すること。
- また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知することが適切である。
- なお、名簿情報の提供と合わせて避難情報に関する制度改正、ハザードマップ、個別避難計画情報などの避難支援等の実施に必要・有効な情報を提供することが考えられる。